

## 第5章 きめ細かな対応が必要なこどもと親への支援

### 第1節 いじめ・不登校※、児童虐待防止対策等の推進

#### 1 いじめ・不登校等対策

##### 【現状と課題】5-1-1

- 全国で、重大ないじめにより児童生徒のかけがえのない命が失われる問題が発生する中、本県においてもいじめの未然防止、早期発見及び適切な初期対応等、対策のさらなる強化を推進する必要があります。
- 全国と同様、本県においても不登校児童生徒数の増加は喫緊の課題となっており、児童生徒一人一人のニーズに応じた支援を充実していく必要があります。
- いじめや暴力行為などの問題行動や不登校などの諸課題の背景には、本人の内面的な不安や課題、家庭や学校生活でのストレスなど様々な理由が考えられることから教職員の資質向上も含め、学校における教育相談体制の充実に向け引き続き取り組んでいく必要があります。
- 学校・家庭・地域・関係機関が連携して、貧困家庭のこどもたちを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげるなど、こどもたちが置かれた様々な環境の改善に向けた支援体制を構築することが重要です。
- ひきこもり※、不登校等への対応については、学校、児童相談所、保護司、警察、地域ボランティア等が、情報を共有し、連携して地域社会全体で対応することが必要です。

##### 【具体的施策】5-1-1

- すべての公立小・中・高・特別支援学校において保護者や地域住民が学校を訪れ、授業参観やこどもたちとの交流、教師との語り合い等に取り組む「長崎っ子の心を見つめる教育週間※」を継続実施し、命を大切にする心や思いやりの心をもつ「心豊かな長崎っ子」の育成をさらに推進します。

【3-3-2(1)、5-1-1 掲載】（児童生徒支援課）

- 学校にスクールカウンセラー※及びスクールソーシャルワーカー※を配置するとともに、24 時間子供 SOS ダイアル（親子ホットライン）※やメール相談など、教育相談体制の充実に取り組めます。また、教員向けのガイドライン・事例集の周知・活用や「カウンセリン

グリーダー養成研修」等各種研修を充実することにより、教職員の教育相談に関する資質の向上に努めます。

【5-1-1、6-2-2(4)掲載】（児童生徒支援課）

- 私立学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー配置のための経費に対し助成し、児童生徒へのきめ細かな対応ができる環境整備を支援します。

【3-1-5(5)、5-1-1 掲載】（学事振興課）

- いじめや不登校などをはじめとする問題等を抱える児童生徒への対応については、学校、保護者、PTA、行政機関、医療機関、専門家などと連携して、地域全体での支援を推進します。

（児童生徒支援課）

- 小・中学校に「校内教育支援センター※」の設置を推進するとともに、学校外の様々な相談・支援機関とも連携した支援体制の整備に努めます。また、不登校児童生徒が将来の社会的自立に向け、確かな一歩を踏み出すことができるよう、民間施設や団体等と連携し、多様な学びや体験の場の創出に努めます。

（児童生徒支援課）

- 要保護児童対策地域協議会において、非行、ひきこもり、不登校についても、関係機関と情報交換を密にするなど、連携して取り組みます。

（こども家庭課）

- 警察においても、いじめに対して必要な対応を的確に行うため、学校等との連携を緊密に行い、事案の重大性及び緊急性、被害児童及びその保護者等の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、的確な対応を行うように努めます。

（警察本部人身安全・少年課）

## 2 児童虐待防止対策の充実

### （1）児童相談所の体制の強化

【現状と課題】5-1-2(1)

- 近年における少子化や核家族化の進行、家族や地域の養育力の低下などにより、子育て家庭が抱える不安や悩みが顕在化しています。これに伴い、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加しており、虐待によりこどもが死亡する大変痛ましい事件が発生する

など社会的に大きな問題となっています。児童虐待については、一義的な相談窓口として市町が対応していますが、県としても、こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）が、虐待通告後 24 時間以内に安全確認を行うとともに、市町や施設等を支援する体制を整備しています。

#### 【具体的施策】5-1-2(1)

- こども・女性・障害者支援センター※において、児童虐待防止総合対策事業等を通じて、児童虐待の早期発見・早期対応の促進、被虐待児童の心のケア及び虐待を加えた保護者への指導・支援体制を整備します。  
（こども家庭課）
- 児童相談所業務のデジタル化を推進し、業務効率化と情報共有を強化することで、迅速かつ効果的な支援体制の構築を目指します。  
【5-1-2(1)、8-1 掲載】（こども家庭課）
- 新たに一時保護施設の設備・運営基準を策定することにより、専門職（看護師、保育士、学習指導員）の配置など、一時保護施設の環境改善を図ります。  
（こども家庭課）

#### （2）市町や関係機関との役割分担及び連携の推進

##### 【現状と課題】5-1-2(2)

- 児童虐待を防止し、すべての児童を心身ともに健やかに育成していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの総合的な支援を講じるとともに、市町や医療、保健、教育、警察等関係機関が適切に役割を分担し、連携してこどもを守るという支援体制を整備していく必要があります。このため、県内の全市町において関係機関が連携して効果的な支援を行う要保護児童対策地域協議会を設置していますが、要保護児童対策地域協議会の活性化を図るため、こども・女性・障害者支援センター※では、支援体制を強化し、積極的な支援をしています。

##### 【具体的施策】5-1-2(2)

- 市町が実施する乳児家庭全戸訪問事業、こども家庭センター※により得られた要支援家庭の情報が、要保護児童対策地域協議会の各機関に共有され、こども・女性・障害者支援センターの支援が必要な事例は、

確実に事案が送致されるように市町との連携を強化します。

(こども家庭課)

- 児童虐待に適切に対応するため、市町や関係機関と要保護児童対策地域協議会で全ての在宅の児童虐待事案について情報共有し、役割分担を明確化する等さらなる連携強化を図ります。

(こども家庭課)

- 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、こども・女性・障害者支援センターによる市町への技術的支援を行うとともに、県による市町職員の資質向上のための研修を実施します。

(こども家庭課)

- 母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施するこども家庭センターについて、全ての市町への設置を促進します。

【5-1-2(2)、5-1-3(3)掲載】(こども家庭課)

- 地域での児童虐待の早期発見、早期対応が図れるよう、県民総ぐるみの児童虐待防止に向け、啓発を行います。

(こども家庭課)

- 警察においては、児童虐待を認知した場合は児童相談所へ通告を行うなど、迅速かつ適切な対応に努めるとともに、児童相談所や市町等関係機関と情報を共有して連携の強化に努めます。

(警察本部人身安全・少年課)

### (3) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

#### 【現状と課題】 5-1-2(3)

- 全国的に児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加する中、平成22年に本県でも虐待による死亡事例が発生しており、このような痛ましい事件を防ぐためにも再発防止に向けた取組が必要となっています。

#### 【具体的施策】 5-1-2(3)

- 児童虐待による死亡事例等児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例が生じた場合、検証組織として設置された長崎県福祉保健審議会児童福祉専門分科会子どもの権利擁護・措置・検証部会を中心に検証作業を行うとともに、全国における死亡事例等

の検証結果等を踏まえ、必要な措置を講じることにより本県における同様な事例の発生防止に努めます。

(こども家庭課)

### 3 社会的養護体制の充実

#### (1) 家庭的養護の推進

##### 【現状と課題】5-1-3(1)

- 虐待等こどもの抱える背景の多様化等が問題となる中、虐待を受けたこども等で、保護者を支援した上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、家庭における養育環境と同様の環境下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要となっています。

##### 【具体的施策】5-1-3(1)

- 家庭養育優先原則を実現できるよう、里親<sup>※</sup>・ファミリーホーム<sup>※</sup>のリクルート、研修、支援に至るまでの一連の過程を、切れ目なく一貫した体制で支援できる民間フォスティング機関の設置を目指します。

【5-1-3(1)、5-1-3(5)掲載】(こども家庭課)

- 家庭的な環境におけるこどもの養育を推進するため、里親・ファミリーホーム<sup>※</sup>の周知啓発を行うとともに、里親不在地域においてターゲットを絞る等実効性のあるリクルートを実施します。

(こども家庭課)

- 里親・ファミリーホームの養育力向上を図るため、各種研修を充実します。

(こども家庭課)

- 里親・ファミリーホーム支援の充実強化策として、施設に里親支援専門相談員の配置を促進します。

(こども家庭課)

#### (2) 施設機能の見直し

##### 【現状と課題】5-1-3(2)

- すべてのこどもは、地域社会の中で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら養育

されるべきであり、家庭環境では養育が困難なケアニーズが高いこども等については、「できる限り良好な家庭的環境」すなわち小規模かつ地域分散化された施設で養育することが必要です。

- また、こどものケアニーズが非常に高い場合の専門的なケアや、家庭的な生活をするに拒否的になっているこどもに対して、早期の家庭復帰や里親<sup>※</sup>委託等に向けた専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行うことが必要です。
- また、家庭的養護の推進により施設の高機能化・多機能化が求められていることから、これまで施設が培ってきた豊富な経験によるこどもの養育の専門性を、施設養育の高機能化に発展させていくことはもとより、社会的養育を充実・強化するための地域社会における貴重な資源として、在宅支援や里親支援などの多機能化・機能転換を図る中で発揮していく必要があります。
- 発達障害の専門医療機関の初診待機期間は長期となっており、待機期間においてこどもの問題行動の悪化、親子関係や保護者の精神面の不調、そして児童虐待に至る恐れは高い状況にあるといえます。そのため、こどもの問題行動や保護者の養育不安の軽減、親子関係の改善等に向けた取組を高機能化・多機能化した施設が担うことで児童虐待の未然防止につなげる必要があります。
- 県内の児童養護施設<sup>※</sup>に入所しているこどもの大学への進学率は36.7%と、県全体のこどもの大学等への進学率より低い状況にあり、学ぶ機会を確保する支援を行うとともに、経済的理由により進学を断念することがないように進学時や進学後の支援が必要です。
- 児童養護施設に入所しているこどもの年齢や発達状況に応じたスポーツや表現活動の実施等、こどもの状況に配慮した支援を行うことが必要です。

#### 【具体的施策】5-1-3(2)

- 施設の小規模化かつ地域分散化が進む中、施設において即戦力として活躍できるような職員を確保していくため、保育の仕事合同面談会への参加や潜在保育士<sup>※</sup>の活用を促進します。  
【5-1-3(2)、5-1-3(5)掲載】(こども家庭課)
- 地域の関係機関との連携強化を図るとともに、支援が必要な家庭に対する相談・通所・在宅支援等の充実を図るため、施設の市町要保護児童対策地域協議会への参画を促進します。

(こども家庭課)

- 小規模かつ地域分散化された「できる限り良好な家庭的環境」の確保や、住環境の改善等にかかる施設整備に必要な経費の補助を実施します。

(こども家庭課)

- 児童養護施設入所者に対し、学習指導を行うことができるよう、指導員の配置に要する経費及び学習指導に必要な副教材費の経費について助成を行います。

(こども家庭課)

- 児童養護施設入所者に対し、スポーツや表現活動を通じて情緒を安定させ児童の自立を支援できるよう、指導員の配置に要する経費等について助成を行います。

(こども家庭課)

- 児童養護施設へ入所しているこどもが大学等へ進学を目指すことができるよう、中高生入所児童への学習塾費用に対し助成を行うとともに、進学するこどもの生活基盤を安定させ自立を実現するため、学用品購入費等に対し支援を行うとともに、18歳以降も施設への入所継続や退所後の家賃、生活費に対する支援を行います。

(こども家庭課)

### (3) 家庭支援機能の強化

#### 【現状と課題】5-1-3(3)

- 家庭支援機能を強化するためには、児童相談所の体制を強化するとともに、市町や児童家庭支援センター\*等の関係機関との役割分担及び連携を推進する不断の取組が必要です。
- 児童家庭支援センターは、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的として、地域及び家庭からの相談や里親\*支援を担っており、各地域における設置及び地域相談機関としてのさらなる機能強化が必要です。

#### 【具体的施策】5-1-3(3)

- こども・女性・障害者支援センター\*、市町、児童家庭支援センター等関係機関の連携を強化するため、連絡協議会を開催します。また、児童家庭支援センターの機能強化を図るため、技術的支援をします。

(こども家庭課)

- 母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施するこども家庭センター※について、全ての市町への設置を促進します。

【5-1-2(2)、5-1-3(3)掲載】(こども家庭課)

- 児童家庭支援センター、こども・女性・障害者支援センター及び市町が情報共有する場を設定する等、各地域の在宅支援の強化を支援します。

(こども家庭課)

- 児童家庭支援センターに対し、家族再統合に向けた保護者等支援体制を充実させるための研修を実施します。

(こども家庭課)

#### (4) 自立支援策の強化

##### 【現状と課題】5-1-3(4)

- 社会的養護のもとで育ったこどもは、施設等を退所後、保護者等から支援を受けられない場合が多く、退所後の生活や就労において様々な困難に突き当たるため、社会的に自立できるよう継続的に支援を行うことが重要となっています。また、将来の社会的自立のために、施設等のこどもの学力向上と就職に有利な資格等の取得を支援することが必要となっています。
- 児童養護施設※等の退所児童等などの親の支援を受けられないこどもや、働くことに不安を持つ若者の社会的自立に向けた就労支援が必要です。
- こどもの社会的自立のためには自分の適性を理解するとともに、職業的・社会的自立に向けて支援する必要があります。

##### 【具体的施策】5-1-3(4)

- 里親※や児童養護施設等への措置が解除となったこども等に対し、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合は、社会的養護自立支援拠点事業により相談支援や相互交流の場の提供等を実施し、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を行います。

(こども家庭課)

- 施設等のこどものうち、高校・大学等への進学、就職に必要な資格等の取得について、国の制度等を活用し支援します。

（こども家庭課）

- 概ね45歳未満の若年者を対象とした県の就業支援施設であるフレッシュワークにおいて個別カウンセリング、適職診断、各種セミナー等の支援を行うことにより、親の支援のないこども等を含めた若者の県内就職を促進します。

（雇用労働政策課）

- こどもの社会的自立のため、生徒に専門的な知識や技能を習得させるとともに、インターンシップ※活動を推進し、自己の適性や将来像を明確にさせ、職業観・勤労観を育成します。

（高校教育課）

- 全ての高校生に公民科の必修科目である「公共」において、労働者の権利や労働問題について学ばせ、理解を深めさせます。また、厚生労働省が作成した労働関係法の資料を、各高校において必要に応じて配付・活用します。

（高校教育課）

## （5）社会的養護の質の確保

### 【現状と課題】5-1-3(5)

- 児童福祉施設には、虐待等さまざまな課題を抱えたこどもが入所し、それに対応するためには、施設職員の専門性と質の向上を図る必要があります。また、里親※についても、こどもの状態に応じた養育ができるよう、基本的な養育技術の向上を図る必要があるほか、被虐待児、非行児、障害児等にも専門性を持って対応できる里親を増やすことが必要となっています。

### 【具体的施策】5-1-3(5)

- 代替養育の質を確保するため、長崎県児童養護施設協議会が行う施設職員等の専門性向上を図るため実施する各種研修について、企画・実施等に協力するとともに、こども・女性・障害者支援センター※による技術的支援を強化します。

（こども家庭課）

- 家庭養育優先原則を実現できるよう、里親・ファミリーホーム※のリク

ルート、研修、支援に至るまでの一連の過程を、切れ目なく一貫した体制で支援できる民間フォスティング機関の設置を目指します。

【5-1-3(1)、5-1-3(5)掲載】（こども家庭課）

- 乳児院※や児童養護施設、児童家庭支援センター※、里親会などの里親支援機関に加え、市町、学校、保育所、幼稚園、認定こども園※及び医療機関についても支援者として位置づけ、里親養育を理解し支援する体制を整備します。

（こども家庭課）

- 施設の小規模化かつ地域分散化が進む中、施設において即戦力として活躍できるような職員を確保していくため、保育の仕事合同面談会への参加や潜在保育士※の活用を促進します。

【5-1-3(2)、5-1-3(5)掲載】（こども家庭課）

## （6）こどもの権利擁護の強化

### 【現状と課題】 5-1-3(6)

- こどもの保護及び支援に当たって、こどもの意見表明権を保障する取組を充実させることが必要となっています。
- 児童福祉施設や里親※のもとで生活するこどもは、家庭で虐待を受けたことなどに起因して、対人関係の不調や反社会的行為などの課題を抱えながら生活していることがあるため、適切な支援を受けながら、安心・安全な生活環境を保障することが重要です。こうした現状においては、支援場面で、こどもと職員（養育者）間、あるいはこども間での暴力が起こるリスクがあり、これが、被措置児童等虐待ということどもの人権を侵害する事態にならないよう、被措置児童等虐待を予防するとともに、虐待が発生した場合に適切な対応がとれる体制の整備が必要となっています。

### 【具体的施策】 5-1-3(6)

- 権利ノートの活用等により、意見の申し立てに適切に対応する体制を構築します。

（こども家庭課）

- 意見表明支援員（アドボケイト）による意見聴取や意見表明支援及び代弁を行う仕組みを整備し、児童福祉施設や一時保護所等で生活するこどもの意見表明権を保障します。

（こども家庭課）

- 施設等での児童虐待を予防するため、施設等への技術的支援を強化します。

(こども家庭課)

- 施設等において虐待が発生した場合には、「被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づき、こどもの人権に最大限配慮しながら、適切に対応します。

(こども家庭課)

- 施設に対して、国が示した社会的養護施設の運営指針に基づき第三者評価及び自己評価を確実にし、養育・支援等の向上に努めるよう指導します。

(こども家庭課)

#### 4 非行少年の立ち直り支援

##### 【現状と課題】5-1-4

- 家庭や地域における児童の養育機能の低下に伴い、非行少年に対応し相談を受け指導したり、家庭や学校等において適応できない児童を受け入れ、立ち直りを支援していくための体制の充実が必要となっています。
- 問題のある少年の立ち直りを支援するために多数の関係機関が関わるようになってきています。関係機関の情報の共有に基づき、それぞれの機関が適切に関わっていく必要があります。

##### 【具体的施策】5-1-4

- こども・女性・障害者支援センター※においては、非行児童に関する相談を受け、必要な助言・指導等を行うとともに、関係機関と連携しながら早期立ち直りができるように支援します。

(こども家庭課)

- 児童自立支援施設においては、入所により規則正しい生活を確保し、個々の児童の状況に応じて立ち直りに向けた必要な指導を行うとともに、関係機関との連携を強化しながら、家庭復帰や就職等による自立を支援します。

(こども家庭課)

- 警察では、問題のある少年の立ち直りやその家庭（保護者）を支援す

る活動を少年警察活動の重要な活動の一つとしています。少年サポートセンターを中心とし、地元警察署と連携して、こども・女性・障害者支援センター、学校、保護司、少年警察ボランティア\*などの関係機関・団体と適切な役割分担の下、継続補導、家庭訪問活動等により、家庭や少年に対してきめ細かな継続支援を推進します。

（警察本部人身安全・少年課）

- 少年の街頭補導や相談を実施する各市少年センターと連携しながら、少年の健全育成を推進します。

（こども未来課）

## 5 ヤングケアラーに対する支援の強化

### 【現状と課題】5-1-5

- 少子高齢化、核家族化の進展等の社会環境の変化によって、ケアラーに関する社会問題が顕在化しています。特に、ヤングケアラーは、家族の介護等により、年齢や成長の度合いに見合わない負担が生じ、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があります。また、本人や家族に自覚がないなどの理由から支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。
- ヤングケアラーの支援体制を強化するためには、県民等が問題を理解し、ヤングケアラーが孤立しないよう地域全体で支える気運を醸成していくことや、児童、教育など関係する庁内部局で連携するとともに、市町、関係機関・団体等の協力のもと、支援施策を推進する体制を構築することが重要です。
- 本県では、ヤングケアラーを含むケアラー支援に関し、令和4年10月に「長崎県ケアラー支援条例」が制定されました（令和5年4月施行）。また、条例に基づき、施策を総合的かつ計画的に実施するための「長崎県ケアラー支援推進計画」を令和6年3月に策定しました。

### 【具体的施策】5-1-5

- 「長崎県ケアラー支援推進計画」に基づき、県民にヤングケアラーに対する理解を深めていただくとともに、地域で支えていく仕組みを構築し、広報啓発、支援を担う人材の育成、連携協力体制の整備、民間支援団体による支援、案内窓口の設置等に取り組みます。

（長寿社会課、こども家庭課）

- 学校におけるヤングケアラーの早期把握のため、日常的に児童生徒に

接する機会が多い、教職員の資質向上に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーの配置による関係機関との連携強化を図ります。  
(児童生徒支援課)

## 第2節 障害児施策の充実

### 1 障害のあるこどもと親への支援

#### 【現状と課題】5-2-1

- 特別支援教育を全県的、中・長期的な視点に立って、計画的に推進していくために、県としての基本方針や施策の方向性を示した「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画」を策定し、本県の特別支援教育の推進に取り組んでいます。
- 障害児の医療と福祉の専門機関として、県立こども医療福祉センターにおいて、障害のあるこどもへの医療の提供及び発達支援を行っています。身近な地域で支援が受けられるよう、こども医療福祉センターでは、地域の中核的役割を担う児童発達支援センター等に対する高度な専門的支援の実施や人材育成を進める役割なども求められています。
- 発達障害\*等を含む「特別な配慮が必要なこども」を早期発見し、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点で一貫した教育的支援を行う必要があります。そのためには障害のある幼児児童生徒一人一人について支援の内容等を記載した個別の教育支援計画を適切に作成・活用していくことが重要です。また、関係する教職員は「特別な配慮が必要なこども」を理解し、「気づく目」を養うことが必要です。
- 特別支援学校においては、教職員の専門性や指導力を高め、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能を今後も一層充実していく必要があります。
- 身体に障害のあるこどもに対しては、必要な手術等の医療（育成医療）の公費負担を行っています。
- 重症心身障害児等の医療的ケア児\*等に対する支援は、地域間で格差があるため、住み慣れた地域において支援が受けられるよう支援体制の整備が必要です。
- 令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法

律」が施行され、医療的ケア児に対する教育及び保育を行う体制の拡充が図られるよう、看護師等の配置その他必要な措置を講じる必要があります。

#### 【具体的施策】5-2-1

- 障害のあるこども一人一人に必要な専門性の高い支援を行うため、県立こども医療福祉センターの機能を充実します。また、障害児支援に関する高い知識・技術に基づき、地域の児童発達支援センター等への職員派遣や研修等による技術支援を行うとともに、離島など支援体制が不足している地域への巡回療育\*相談を実施し、障害のあるこどもたちの地域生活を支援します。

【5-2-1、5-2-2 掲載】（障害福祉課）

- 保育所、幼稚園、認定こども園\*、放課後児童クラブ\*において障害のあるこどもをはじめ、特別な支援を要するこどもの受入れを促進します。

【5-2-1、5-2-2 掲載】（こども未来課）

- 乳幼児期からの発達段階に応じた適切な指導や支援体制を整備し、保護者等への早期からの相談支援や情報提供の充実を図ります。また、個別の教育支援計画の作成・活用等により、保護者、学校と医療、福祉等の関係機関との連携に努めます。加えて、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校における、校（園）内支援体制の質的な整備と継続した支援の充実を図るため、体系的・継続的な教職員研修等を通して、特別支援教育に携わる教職員一人一人の専門性向上に努めます。

【5-2-1、5-2-2、8-2 掲載】（こども未来課、特別支援教育課）

- すべての特別支援学校において、地域の幼稚園等、小学校、中学校、高等学校への相談支援や就学前のこどもやその保護者の教育相談を行うなど支援・相談活動の充実を図ります。

（特別支援教育課）

- 障害児支援の場を確保し、障害児の家族の就労支援及び障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的とする日中一時支援事業を市町が円滑に取り組めるよう引き続き支援します。

（障害福祉課）

- 身体に障害のある18歳未満の児童で、手術等により改善が見込まれるこどもを対象に、医療費の助成を行います。

(こども家庭課)

- 精神または身体に障害がある満 20 歳未満の児童を家庭において監護している父または母等に特別児童扶養手当※を支給します。

【3-1-7、5-2-1 掲載】(こども家庭課)

- 重症心身障害児等の医療的ケア児等を日常的に介護している家族の負担を軽減するため、医療機関の空床や訪問看護を活用し、レスパイトを提供できる体制の構築を図ります。

(障害福祉課)

- 県及び市町(圏域単位)において、医療的ケア児等支援のための協議の場を設置し、地域のニーズを把握するとともに、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の一層の連携を図っていきます。また、医療的ケア児等の地域での受入体制を調整するキーパーソンであるコーディネーターや支援者の養成を継続して実施します。

(障害福祉課)

- 医療的ケア児が、保育所等の利用を希望する場合、その受け入れが可能となるよう、必要な助成の実施など、市町及び保育所等を支援します。

(こども未来課)

## 2 発達障害※のあるこどもと親への支援

### 【現状と課題】5-2-2

- 発達障害者支援法に基づき市町が行う早期発見・早期相談支援をはじめとする、保健・医療・福祉・教育等の各分野の施策が、体系的かつ円滑に実施されるよう、県は、専門的・広域的な観点から支援することが求められています。
- 発達障害者支援センターは、発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者(児)やその家族からの相談に応じ、発達や就労等の支援を行うとともに、発達障害に対する理解を深めるため、普及啓発及び研修等を行っています。職員の専門性の維持・確保が課題となっており、センター機能の充実・強化が求められています。

### 【具体的施策】5-2-2

- ライフステージを通じた切れ目のない支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係者が連携し、支援体制の整備・充実を図ります。

(こども家庭課)

- 発達障害を早期に発見し、早期の支援に繋がれるよう、乳幼児健診や5歳児健診等の充実強化に努めます。

(こども家庭課)

- 子育てに難しさを抱える保護者に対する子育て支援の一つとして、ペアレント・プログラム※の普及を図るため、普及の中心となる支援者を育成し、保護者支援の充実を図ります。

(こども家庭課)

- 障害児の子育て経験のある親が育児経験を活かし相談等を行う、ペアレントメンター※を派遣し、保護者支援の充実を図ります。

(こども家庭課)

- 発達障害者支援センターは、発達障害に対する支援を総合的に行う拠点として、発達や就労などの相談に応じ、適切な指導・助言を行うとともに、各関係機関との連携強化による地域支援体制の整備を図ります。また、発達障害に関する啓発活動も積極的に展開します。

(こども家庭課)

- 障害のあるこども一人一人に必要な専門性の高い支援を行うため、県立こども医療福祉センターの機能を充実します。また、障害児支援に関する高い知識・技術に基づき、地域の児童発達支援センター等への職員派遣や研修等による技術支援を行うとともに、離島など支援体制が不足している地域への巡回療育※相談を実施し、障害のあるこどもたちの地域生活を支援します。

【5-2-1、5-2-2 掲載】(障害福祉課)

- 保育所、幼稚園、認定こども園※、放課後児童クラブ※において障害のあるこどもをはじめ、特別な支援を要するこどもの受入れを促進します。

【5-2-1、5-2-2 掲載】(こども未来課)

- 乳幼児期からの発達段階に応じた適切な指導や支援体制を整備し、保護者等への早期からの相談支援や情報提供の充実を図ります。また、個別の教育支援計画の作成・活用等により、保護者、学校と医療、福祉等の関係機関との連携に努めます。加えて、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校における、校(園)内支援体制の質的な整備と継続した支援の充実を図るため、体系的・継続的な教

職員研修等を通して、特別支援教育に携わる教職員一人一人の専門性向上に努めます。

【5-2-1、5-2-2、8-2 掲載】（こども未来課、特別支援教育課）

### 第3節 ひとり親家庭等\*の自立支援の推進

#### 1 相談・情報提供の強化

##### 【現状と課題】5-3-1

- ひとり親家庭等\*は、子育てと生計の担い手という二重の役割を1人で担うことから、子育て、就労、生活などの面で時間の確保をはじめとして様々な困難に直面しますが、このような状況の中で、各福祉事務所に配置された母子・父子自立支援員は、地域におけるひとり親家庭の母等に対する身近で総合的な相談窓口として重要な位置づけとなっており、相談者の様々な状況に応じたきめ細かな相談対応を行っています。また、平成17年度から設置している「長崎県母子家庭等自立促進センター」について、平成23年度から父子家庭も支援対象とし、「長崎県ひとり親家庭等自立促進センター\*」に改名し、面接や電話、SNS\*等による相談を実施しています。各種支援策の活用を促進するためには、相談員の資質の向上や様々な手段による情報提供が必要です。
- 様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性を施策の対象とした困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年度から施行されました。

##### 【具体的施策】5-3-1

- 福祉事務所における母子・父子自立支援員の研修を充実する等、相談者の様々なニーズに対応できるよう母子・父子自立支援員の資質の向上を図ります。  
(こども家庭課)
- 県及びひとり親家庭等自立促進センターのホームページによる情報提供の充実を図るとともに、マザーズコーナー\*やハローワーク等他機関との連携による就労情報の提供を行います。  
(こども家庭課)
- 現行の支援制度を記載したホームページを作成し、周知を行います。  
(こども家庭課)

## 2 子育て・生活支援の充実

### 【現状と課題】5-3-2

- ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立に困難を感じており、令和4年度児童扶養手当※受給者を対象としたアンケートからも家計に関することや、こどもの教育（進学）に関する悩み、自分の健康に関する悩み、住居に関する悩み、親族の健康に関する悩み、家事に関する悩み等を抱えているという結果があることから、ひとり親日常生活支援事業の充実や保育所や公営住宅の優先入居等地域における様々な保育サービス・子育て支援サービスによる支援を行っていますが、さらに個々の状況に応じた支援の充実を図り自立を促進する必要があります。

### 【具体的施策】5-3-2

- ひとり親家庭の保育所の優先入所や、病児保育等の実施について市町に働きかけを行います。  
(こども未来課)
- ひとり親家庭が生活していくうえで、色々な問題を解決したり、こどもが精神的に安定するように、生活支援に関する講習会やひとり親家庭等※が定期的に集い、互いの悩みをうち明けたり、相談し合う場を設けるなどのひとり親家庭等生活支援事業を推進するよう市町に働きかけを行います。  
(こども家庭課)
- ひとり親家庭のこどもは、日頃から親と過ごす時間も限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくいことから、ひとり親家庭のこどもの悩みの相談を行いつつ基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供を行い、ひとり親家庭のこどもの生活の向上を図るこどもの生活・学習支援事業を推進するよう市町に働きかけを行います。  
(こども家庭課)
- ひとり親家庭が自立促進のため、一時的に生活援助や子育てに対する支援が必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣して実施するひとり親家庭等日常生活支援事業を推進するよう市町に働きかけを行います。  
(こども家庭課)
- 県営住宅の定期募集の際、ひとり親家庭向けの優先入居枠を設けると

ともに、市町営住宅における優先入居についても、さらに働きかけを行います。

(こども家庭課、住宅課)

### 3 就労支援の推進

#### 【現状と課題】5-3-3

- 令和4年度児童扶養手当※受給者を対象としたアンケートによると、母子家庭の母の8割強が就労しているが、その中で臨時・パート等の不安定な雇用形態の者が3割強を占めています。また、収入は200万円未満が57.1%を占めており、家計に関する悩みが74.6%と一番の悩みとなっています。同じく父子家庭におけるアンケート結果についても9割強が就労していますが、年収は全国平均と比較しても低く、300万円に満たない世帯が約7割を占めており、家計に関する悩みも抱えています。
- 新規就労者に対しては、自立につながるような勤務形態の事業所への就労支援が必要です。
- 小さなこどもを持つひとり親が安心して働ける環境の整備が必要です。
- 臨時・パート等の不安定な雇用形態からの転職を支援し、併せて資格取得のための環境整備の必要があります。
- 女性自立支援施設等を退所したDV※被害者等への自立支援は、精神的なケアが必要であり、きめ細かな支援策が必要です。

#### 【具体的施策】5-3-3

- ひとり親家庭（DV被害者を含む）の自立促進を図る長崎県ひとり親家庭等自立促進センターでは、就業相談・就業支援講習会・求人開拓を行っています。職業紹介等を行う企業、マザーズコーナー※及びハローワークとの連携により専門的な就業支援を推進します。  
(こども家庭課)
- 福祉事務所が実施する母子・父子自立支援プログラム策定事業を県内全域で実施するよう働きかけを行うとともに、児童扶養手当事務との連携によりハローワークとのチーム支援による就労を促進します。  
(こども家庭課)

- 民間事業者に対し、ひとり親家庭の母及び父の優先雇用その他就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努めることとし、優先的に雇用した企業に対する助成金制度等の情報を事業主に提供し、ひとり親家庭の母又は父の雇用促進を図ります。

（こども家庭課）

- ひとり親家庭等※の就業に結びつく可能性の高い技能の修得のため、給付金の支給と貸付金の貸付、講習会の開催を行うとともに、他機関が実施する職業訓練の情報を提供します。

（こども家庭課）

- 職業訓練を受講しているひとり親家庭の母等の求職者に対し、引き続き訓練手当の給付を行います。

（雇用労働政策課）

- 国が行う母子家庭の母の就業の促進を図る優良企業等の表彰について、県内企業の推薦を行います。

（こども家庭課）

- 女性自立支援施設等を退所した DV 被害者等に対し、役所や裁判所への同行支援や、ひとり親の就業相談、就職準備や就業に役立つ講習会等の開催など自立を促進するきめ細かな支援を行います。

（こども家庭課）

#### 4 養育費確保の推進

##### 【現状と課題】5-3-4

- ひとり親世帯を対象とした厚生労働省の調査（令和3年度全国ひとり親世帯等調査）によると、養育費の取り決めをしている母子世帯の割合は 46.7%となっていますが、現在も養育費を受けている母子世帯の割合は 28.1%と低く、取り決めが行われていても履行されていない場合が多くみられます。民法等改正法（令和6年法律第33号）により離婚後の親権者に関する規律の見直し（共同親権の導入等）、養育費の履行確保に向けた見直し（法定養育費制度の導入等）が行われます。養育費は、こどもの健やかな成長に欠かせないものであることから、養育費の取り決めや取得促進の啓発・支援を行うことが必要であり、養育費相談は、長崎県ひとり親家庭等自立促進センターにおいて弁護士による法律相談を実施し、出前相談会も地域で開催しています。

##### 【具体的施策】5-3-4

- ひとり親家庭等自立促進センター\*事業において、養育費の取得等について、地域の日本司法支援センター等の専門的相談窓口を通じての相談を含め、弁護士による法律相談を行います。

(こども家庭課)

- 福祉事務所設置の母子・父子自立支援員に対し、養育費の取得等についての研修を実施し、身近な地域においても相談が受けられる体制づくりや公正証書の作成及び保証契約締結に対する補助を行うなど、養育費の確保を促進するための支援に努めます。

(こども家庭課)

## 5 経済的支援の充実

### 【現状と課題】5-3-5

- 令和4年度児童扶養手当\*受給者を対象としたアンケートによると、母子家庭の収入は、200万円未満が6割を占めています。母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、国によって拡充された児童扶養手当をはじめ、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金、医療費助成等の経済的支援を実施しています。

### 【具体的施策】5-3-5

- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当、医療費助成等の経済的支援については引き続き実施します。

【3-1-7、5-3-5 掲載】(こども家庭課)

- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当などの制度が円滑に運用できるように、母子・父子自立支援員への研修を実施します。

(こども家庭課)

- ひとり親家庭の親が通勤する際の JR 定期乗車券の3割引制度、年金、所得税および住民税の控除等の優遇措置の情報を提供します。

(こども家庭課)

- ひとり親家庭などの放課後児童クラブ\*の利用について、利用料の助成を行います。

(こども未来課)

- ひとり親家庭のこども（必要があれば親も）を対象に、それぞれの児童にあったきめ細かい学習支援、進路相談などを行う、こどもの生活・学習支援事業（居場所づくり）の推進を図るため、事業主体である市町に対し、民間団体のノウハウを提供するなど事業構築に向けた支援を行います。

（こども家庭課）

## 6 市町・関係機関団体との連携及び協働

### 【現状と課題】5-3-6

- ひとり親家庭等※への支援策については、身近な地域においてきめ細かに実施することが求められており、国の施策も市町が実施主体となることが可能な事業が多くあります。
- 長崎県母子寡婦福祉連合会の各地区における母子会※活動は、地域でのひとり親家庭の福祉の向上に重要ですが、会員の高齢化や加入率の低下が課題となっています。

### 【具体的施策】5-3-6

- ひとり親家庭等への国等の支援事業が県内全域で実施されるよう市町に働きかけを行うとともに、市町におけるひとり親家庭等自立促進計画の策定について助言を行います。

（こども家庭課）

- 母子会活動の活性化のために、組織強化への支援を行うとともに、各種事業を通して若いひとり親家庭の加入促進を図ります。

（こども家庭課）

- 母子福祉団体に対する受注機会の増大に努めます。

（こども家庭課）

## 第4節 こどもの貧困対策

この節では、他の章や節に記載されていないこどもの貧困対策の項目について記載しています。

### 1 教育の支援

#### (1) 高校中退予防の取組

##### 【現状と課題】5-4-1(1)

- 変化の激しい時代にあって、全ての生徒が家庭の状況に左右されることがなく、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自己実現を図ることができるよう、学校の教育活動全体でのキャリア教育の充実が必要です。
- 退学者数は平成30年度からは減少していましたが、令和3年度からは再び増加傾向にあり、今後とも、各学校が粘り強く、極力退学することがないように指導していく必要があります。
- 私立高等学校においても、学校生活への不適應や学業不振、進路変更を理由とする退学が中途退学者全体の約8割を占めており、きめ細かな対応が求められています。

##### 【具体的施策】5-4-1(1)

- 特別活動を要として各教科・科目等の特質に応じて、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」を育みます。また、活動の振り返りを通じて生徒の自己肯定感・自尊感情を向上させ、意欲を高めます。  
(高校教育課)
- 関係機関と連携して、生徒に専門的な知識や技能を習得させるとともにインターンシップ※を促進し、自己の将来像を明確にさせ、早期からの職業観・勤労観の育成を推進します。  
(高校教育課)
- 生徒が抱える課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置を推進するなど、高等学校における指導・相談体制の充実や支援を図ります。  
(児童生徒支援課、学事振興課)

- 高等学校等に在学する世帯の教育に係る経済的負担を軽減するため、就学支援金等を支給し、全ての生徒が安心して勉学に打ち込める環境を作ります。

(教育環境整備課、学事振興課)

## (2) 高校中退後の支援

### 【現状と課題】5-4-1(2)

- 高校中退者が、社会的・職業的な自己実現を図るために、様々な支援機関があることを知ることが必要です。
- 就学支援金制度においては支給期間の上限が定められており、中退者が再入学した場合に支援されないことへの対応が求められています。
- 子育て世帯においては、教育費などの経済的負担が大きくなっています。このため、安心して教育が受けられるよう、経済的な支援が必要です。

### 【具体的施策】5-4-1(2)

- 教育に係る経済的負担を軽減するため、高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合に補助金を支給し、生徒が安心して勉学に打ち込める環境を作ります。

(教育環境整備課、学事振興課)

- 各高校へ配布している高校中退者のための小冊子「明日に向かって」を各高校が活用して、若者サポートステーションやハローワーク、定時制通信制高校、高等技術専門校などの関係機関の情報を提供し、就労支援や復学・就学のための支援を行います。

(高校教育課)

## (3) 高等教育の修学支援

### 【現状と課題】5-4-1(3)

- 子育て家庭の教育費にかかる経済的負担感は大きくなっています。このため、経済的理由により修学困難な生徒の学ぶ機会を確保できるよう支援が必要です。

## 【具体的施策】5-4-1(3)

- 向上心に富み、優れた資質を持ちながら経済的理由により高等学校及び大学等への修学が困難な生徒に対し、学資の貸与をしている(公財)長崎県育英会へ必要な助成を行います。

(教育環境整備課)

- 真に支援の必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって県立大学及び私立専門学校への進学を断念することがないように、授業料等の減免措置の実施により経済的負担の軽減を図ります。

(学事振興課)

## (4) 外国人児童生徒への支援

## 【現状と課題】5-4-1(4)

- 外国人児童生徒等については156人(R4.5.1現在)が義務教育諸学校や外国人学校等に就学しています。
- 公立高等学校入学者選抜においては、県教育委員会の承認を受けた者を対象に、「帰国生徒・外国籍生徒に係る入学者選抜の特例措置」を実施しています。
- 在学中の日本語指導及び教科指導については、必要に応じて教員を加配して対応していますが、年々、児童生徒の国籍が多様化してきているため、言語指導等の対応が難しくなっています。また、経済的に苦しい家庭も少なくないため、その支援に配慮を要します。

## 【具体的施策】5-4-1(4)

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、日本語能力に応じた特別の指導を行うため、国の加配定数を活用して、教職員を配置します。

(義務教育課、高校教育課)

## (5) 義務教育段階の就学支援の充実

## 【現状と課題】5-4-1(5)

- 家庭の経済状況の二極化が言われる中で、全てのこどもたちに教育を受ける権利が保障されていることから、就学困難と認められるこどもたちに対して支援が必要です。

- 貧困家庭のこどもたちに対して早期の段階での生活支援や福祉制度と連携できるよう、こどもたちが置かれた様々な環境の改善に向けた支援体制を構築するため、学校・家庭・地域・関係機関が連携することが重要です。
- 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の取組は、一部市町が未実施であり、実施を促すことが必要です。

**【具体的施策】5-4-1(5)**

- 就学援助制度に基づき学校の指示を受けて治療を行った医療費等の補助を行い、低所得世帯への支援を実施します。  
(体育保健課)
- こどもたちが抱える課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、こどもたちが置かれた様々な環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの活用等の支援を行います。  
(児童生徒支援課)
- 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給について、国庫補助事業において対象経費となっていることを踏まえ、他市町の状況を情報提供しながら、早期支給の実施を働きかけます。  
(義務教育課)

**(6) 高校生等への就学支援等による経済的負担の軽減****【現状と課題】5-4-1(6)**

- 子育て家庭の教育費にかかる経済的負担は大きくなっており、全ての高校生等が安心して教育を受けられるための支援が必要です。さらに、私立高等学校等に通う世帯において、失業等により家計が急変した場合、授業料の支払いに窮するケースに対する支援が必要です。

**【具体的施策】5-4-1(6)**

- 全ての高校生等が安心して勉学に打ち込める環境をつくるため、家計急変を含めた家庭環境の状況に応じて、就学支援金や奨学のための給付金を支給することで、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図ります。  
(教育環境整備課、学事振興課)

- 公立高等学校の遠距離通学生で住民税所得割額非課税世帯及び高額定期券を負担する保護者に対し、生徒の通学費の一部を補助し、生徒の多様な進路実現を推進します。また、私立高等学校の生徒の保護者が負担する遠距離通学費に対し、学校法人が軽減措置を行った場合に補助を行います。

（教育環境整備課、学事振興課）

## （7）生活困窮世帯等の進学費用等の負担軽減

### 【現状と課題】5-4-1(7)

- 生活困窮世帯等においては、教育費などの経済的負担が大きく、生計の目処が立たないことを理由に進学を断念する家庭もあることから、教育費の負担軽減や給付金、資金貸付等の支援が求められています。

### 【具体的施策】5-4-1(7)

- 低所得世帯等に対し、生活福祉資金貸付による教育支援費等の貸付を行っている県社会福祉協議会に対して助成を行います。  
（福祉保健課）
- 生活保護世帯のこどもが高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合に、高等学校等就学費の認定を行います。  
（福祉保健課）
- 生活保護世帯の高校生等の就労収入について、大学等に就学するための経費に充てる場合は、収入として認定しない取扱いとします。  
（福祉保健課）
- 生活保護世帯のこどもが大学等に進学の際の新生活立ち上げの費用として、進学準備給付金を支給します。  
（福祉保健課）
- 生活保護世帯のこどもが、大学進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、そのこどもの分の住宅扶助額を減額しない取扱いとします。  
（福祉保健課）
- 大学等への進学を検討している高校生等のいる生活保護世帯に対して、進学に向けた各種費用についての相談や助言等を行います。  
（福祉保健課）

## （８）夜間中学の設置促進・充実

### 【現状と課題】 5-4-1 (8)

- 何らかの事情で学齢期に義務教育の機会を十分に得られなかった人々への学びを保障する場として、令和7年4月に公立夜間中学が佐世保市立祇園中学校に設置されます。公立夜間中学には「学びたい」という願いをもつ人々に対し、義務教育に相当する教育の機会を提供することで、それぞれが望む学びや進路の実現も支援することが求められています。

### 【具体的施策】 5-4-1 (8)

- 夜間中学を設置する佐世保市と連携し、学校運営上の課題改善を行い、学びの充実を図ります。  
(義務教育課)
- 「学びたい」という願いをもつ人々にとって、夜間中学が自己実現のための選択肢の一つとなるように、また、各市町が夜間中学の設置を推進できるように、夜間中学の取組について広く周知を行います。  
(義務教育課)

## （９）学校給食を通じたこどもの食事・栄養状態の確保

### 【現状と課題】 5-4-1 (9)

- 生活保護制度※の教育扶助により、小学校・中学校の義務教育期間に保護者が負担すべき学校給食費を支給しています。
- 低所得世帯における欠食状況の改善や適切な栄養摂取による健康保持に努めるため、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して学校給食費の援助が必要です。

### 【具体的施策】 5-4-1 (9)

- 生活保護制度に基づき、小学校・中学校の義務教育期間に保護者が負担すべき給食費の額を支給します。  
(福祉保健課)
- 所得の格差が原因で健康の格差が生じることのないよう、学校給食の充実により、食習慣をはじめとした望ましい生活習慣の定着を目指すとともに、就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯

への支援を引き続き実施します。

(体育保健課)

## 2 生活の安定に資するための支援

### (1) 保護者の自立支援

#### 【現状と課題】5-4-2(1)

- 生活困窮者自立支援法により、福祉事務所設置自治体は複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給を行うとともに、地域の実情に応じ各種事業を実施しています。
- ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立など、様々な悩みを抱えており、生活支援や就労支援を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができるための支援の充実を図る必要があります。

#### 【具体的施策】5-4-2(1)

- 福祉事務所設置自治体が自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給とともに、地域の実情に応じて各種任意事業等を実施しながら、生活に困窮している人を包括的に支援していきます。  
(福祉保健課)
- 育児などに悩みを持つひとり親家庭を対象とした生活支援講習会や互いの悩みを相談し合うひとり親家庭の交流・情報交換の実施、また、一時的に生活援助や子育てに対する支援が必要な場合に家庭生活支援員を派遣する事業の市町での実施を推進します。  
(こども家庭課)
- こどもの貧困総合相談窓口を設置し、電話や SNS※を活用した相談支援を実施します。  
(こども家庭課)

### (2) 生活困窮世帯等のこどもへの生活支援

#### 【現状と課題】5-4-2(2)

- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯(生活保護世帯を含む)のこどもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や基本的な生活習慣の習得支援を行っています。

- ひとり親家庭が安心して就労できるように、こどもの放課後の安全な居場所として放課後児童クラブ※や、こどもの生活・学習支援事業があります。しかしながら、放課後児童クラブについては利用料が必要であり、ひとり親家庭については、経済的な負担となっています。

【具体的施策】5-4-2(2)

- 福祉事務所設置自治体による、生活困窮世帯（生活保護世帯を含む）のこどもに対する学習・生活支援事業を推進します。  
(福祉保健課)
- 生活困窮世帯やひとり親家庭の居場所づくりについては、国の事業等を活用して、実施主体となる市町において推進するよう働きかけを行うとともに、事業主体である市町に対し、民間団体のノウハウを提供するなど事業構築に向けた支援を行います。  
(こども家庭課)

(3) 生活困窮世帯等のこどもに対する進路選択等の支援

【現状と課題】5-4-2(3)

- 生活困窮世帯やひとり親家庭のこどもについては、就業相談や資格取得のための取組や、就業情報を提供するなど自立に向けた支援が必要です。

【具体的施策】5-4-2(3)

- 生活保護世帯のこどもが就職により自立した際の新生活立ち上げの費用として、就職準備給付金を支給します。  
(福祉保健課)
- ひとり親家庭のこどもには、長崎県ひとり親家庭等自立促進センター※において、就業相談・就業支援講習会等を行うとともに、ハローワーク等との連携により専門的な就業支援を推進します。  
(こども家庭課)

(4) 高校中退後の支援

【現状と課題】5-4-2(4)

- 高校中退者が、社会的・職業的な自己実現を図るために、様々な支援機関があることを知る必要があります。

- 中途退学者やニート\*等への職業的自立を支援するためには、社会人としての基礎的な能力等の養成のみならず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要であり、こうした支援はそれぞれの置かれた状況に応じて個別かつ継続的に行うことが必要です。

【具体的施策】5-4-2(4)

- 「長崎県子ども・若者総合相談センター（ゆめおす）」において、社会生活を円滑に営む上で様々な問題や悩みに関する総合的な相談を受けるとともに、関係機関等と連携を図り支援を行います。  
【3-1-6(6)、5-4-2(4)掲載】（こども未来課）
- 「地域若者サポートステーション\*」事業を通じて、ニート等の若者の職業的自立支援を推進します。  
(雇用労働政策課)
- 中途退学に至る生徒に対しては、県教育委員会が作成している「明日に向かって」等を利用して、退学後の就職や将来の生活設計について、きめ細かな相談を行います。このほか、地域若者サポートステーションやフレッシュワーク\*などの役割を十分に学校に知らせるとともに、「学びなおし」の機会の情報提供を行い、支援します。  
(高校教育課)

(5) 住宅に関する支援

【現状と課題】5-4-2(5)

- 生活困窮者自立支援法による住居確保給付金として、離職者等であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住居を喪失している又は喪失するおそれのある人に対して家賃相当分の費用を支給することにより、こうした人の住居及び就労機会の確保に向けた支援を行っています。
- ひとり親家庭については、所得が低い世帯が多いことから住宅の確保に苦慮している割合が高いと考えられます。

【具体的施策】5-4-2(5)

- 離職・廃業ややむを得ない休業等により住居を喪失した人又は住居を喪失するおそれのある人に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給します。  
(福祉保健課)

- ひとり親家庭の住宅支援については、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金など利用可能なサービスの情報提供を行うなど支援を行います。

(こども家庭課)

- 県営住宅の定期募集の際、ひとり親家庭向けの優先入居枠を設けるとともに、市町営住宅における優先入居についても、さらに働きかけを行います。

(こども家庭課、住宅課)

## (6) 生活困窮者自立支援制度\*とひとり親家庭向けの施策の連携の推進

### 【現状と課題】 5-4-2(6)

- 生活困窮者自立相談支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等がこれまで以上に連携して、相談対応及び各種相談支援につなげていくことが必要です。

### 【具体的施策】 5-4-2(6)

- 生活困窮世帯は複合的な課題を抱えていることから、生活保護法、生活困窮者自立支援法、ひとり親家庭に対する各種事業、また関連事業についても連携して支援を行います。

(福祉保健課、こども家庭課)

## (7) 相談職員の資質向上

### 【現状と課題】 5-4-2(7)

- 多様な課題を抱える生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯からの相談に対し、適切に対応するためには、相談・支援を行う支援員等の専門性の向上が求められています。

### 【具体的施策】 5-4-2(7)

- 生活困窮者自立支援制度については、それぞれの地域の中核となる人材を計画的に養成することが制度の円滑な運営には欠かせないものと考えているため、支援に関わる関係機関や市町の担当者に対し、生活困窮者支援に精通した企画検討チームにより企画・立案を行い、支援ニーズに即した研修等を実施します。

(福祉保健課)

- 生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の維持・向上を図るため、ケースワーカー、査察指導員及び就労支援員に対する研修を引き続き実施します。

(福祉保健課)

- 母子・父子自立支援員に対して、定期的に研修会を実施し、相談者の様々なニーズに対応できるよう内容等を見直しながら、資質の向上を図ります。

(こども家庭課)

- 幼稚園教諭や保育士、教員、放課後児童支援員など、日頃こどもたちと接する支援者に対して、「支援が必要な世帯の判断基準と支援フロー図」を作成・配布するとともに、こどもの貧困総合相談窓口を設置し、支援者からの相談に応じることで、確実に支援につなぐソーシャルワーク力の向上を図ります。

(こども家庭課)

- 教員等の養成課程を持つ県内大学等に対し、教員等の養成段階において、こどもの貧困に関する研修の必要性や実施について、働きかけを行います。

(こども家庭課)

## (8) こどもの居場所への支援

### 【現状と課題】5-4-2-(8)

- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づき、地域の実情に応じて、民間と協働した取組が求められていますが、事業構築のノウハウを持たないことや、民間支援団体の活性化が進んでいないなどの課題があります。
- こども食堂などの民間団体による、こどもの貧困対策への自主的な活動に対しては協働した取組を進めており、食品等を提供するフードバンクの機能は充実が図られてきたものの、安定した活動の継続や地域によって活動団体の偏在があることなどに課題を抱えています。

### 【具体的施策】5-4-2(8)

- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の改正の趣旨を踏まえ、各地域における支援体制の充実強化、連携強化に向け、県と市町で構成する「こどもの貧困対策推進協議会」を開催し、先進事例の情報提供や技術的助言など、適切な支援を行います。

(こども家庭課)

- 生活困窮世帯やひとり親家庭の居場所づくりについては、国の事業等を活用して、実施主体となる市町において推進するよう働きかけを行うとともに、相談があった市町に対し、こども食堂等民間団体のノウハウを提供することで事業構築に向けた支援を行います。

(こども家庭課)

### 3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

#### (1) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労機会の確保

【現状と課題】 5-4-3(1)

- 子育てと就労の両立を目指す困窮世帯等の就職活動は、求人過剰の職種と求人の不足の職種といった職種間ミスマッチ、能力・経験・勤務条件などの不一致による条件ミスマッチ、求職者の性格や意欲が会社の風土に合わないといった性格・意欲ミスマッチなどがあることから、適切な助言・指導をしていく必要があります。

【具体的施策】 5-4-3(1)

- 生活困窮者自立支援制度※における就労準備支援事業を県内全域で実施するため、市町の状況を把握するとともに、必要な助言や情報提供等の後方支援を行い、取組を推進します。

(福祉保健課)

- 生活困窮者、生活保護受給者に対して、相談支援員や就労支援員による支援、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の人への支援などきめ細かな支援を実施します。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む人への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給します。

(福祉保健課)

#### (2) 親の学び直しの支援

【現状と課題】 5-4-3(2)

- 令和5年度長崎県子どもの生活に関する実態調査によると、貧困線を下回る世帯の父親9.8%、母親の8%において、最終学歴が中学卒となり、他の世帯と比べて、約5%高い割合を示しており、より良い条

件で、就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくためには、学び直しの支援を行う必要があります。

【具体的施策】5-4-3(2)

- こどもの貧困総合相談窓口や長崎県ひとり親家庭等自立促進センター※などの関係機関が連携して、世帯の状況や本人の希望を反映させながら、キャリアプランの再設計を行うとともに、学び直しに活用できる、雇用保険制度の教育訓練給付金や、教育訓練給付金の受給資格を有していない母子（父子）家庭を対象にした自立支援給付金の活用を促進します。

（こども家庭課）

【数値目標】

| 数値目標                             | 基準値     |                | 目標値 |            |
|----------------------------------|---------|----------------|-----|------------|
|                                  | 年度      |                | 年度  |            |
| 学校内又は学校外の専門的な指導や相談を受けた不登校児童生徒の割合 | R5      | 86%            | R10 | 93%        |
| 社会的養護における里親等への委託措置率              | R5      | 19.1%          | R7  | 34.9%      |
| 心理支援を受けた保護者の養育に対する自信度の向上         | -       | -              | 毎年  | 100%       |
| 公立の幼・小・中・高等学校における個別の教育支援計画作成率    | R5      | 98.2%          | R10 | 100%       |
| ペアレント・プログラム支援者数                  | R5      | 44人            | R7  | 50人        |
| 生活支援講習会・情報交換事業参加人数               | R5      | 650人           | R11 | 現行値改善      |
| 生活保護世帯に属するこどもの進学率                | R元～R5平均 | 高等学校等<br>95.8% | 毎年  | 95.8%以上を維持 |
|                                  | R元～R5平均 | 大学等<br>28.9%   | R11 | 40%以上      |
| 生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率           | R元～R5平均 | 3%             | 毎年  | 3%以下を維持    |

| 数値目標                                  | 基準値 |                                   | 目標値 |       |
|---------------------------------------|-----|-----------------------------------|-----|-------|
|                                       | 年度  |                                   | 年度  |       |
| 児童養護施設のこどもの進学率                        | R5  | 高等学校等<br>100%                     | R7  | 100%  |
|                                       | R5  | 大学等<br>36.7%                      | R7  | 45%   |
| ひとり親家庭のこどもの就園率（保育所・幼稚園等）              | R4  | 87.6%                             | R11 | 現行値改善 |
| 電気、ガス、水道料金の未払い経験（こどもがある全世帯）           | R5  | 電気・ガス・水道などが止まった経験<br>1.7%         | R11 | 現行値改善 |
| 食料又は衣服が買えない経験（こどもがある全世帯）              | R5  | 必要な食料品が買えなかった経験<br>5.1%           | R11 | 現行値改善 |
|                                       | R5  | 必要な服や靴を買うことを控えた経験<br>23.7%        | R11 | 現行値改善 |
| こどもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（ひとり親世帯） | R5  | 悩みや子育ての相談などをできる人が欲しいがいない<br>10.2% | R11 | 現行値改善 |
| ひとり親家庭の親の就業率                          | R4  | 母子世帯<br>92.5%                     | R11 | 現行値改善 |
|                                       | R4  | 父子世帯<br>94.9%                     | R11 | 現行値改善 |
| ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合                 | R4  | 母子世帯<br>53.7%                     | R11 | 現行値改善 |
|                                       | R4  | 父子世帯<br>66.9%                     | R11 | 現行値改善 |
| こどもの貧困率                               | R5  | 13.9%                             | R11 | 現行値改善 |
| ひとり親世帯の貧困率                            | R5  | 48.3%                             | R11 | 現行値改善 |

| 数値目標                        | 基準値 |               | 目標値 |       |
|-----------------------------|-----|---------------|-----|-------|
|                             | 年度  |               | 年度  |       |
| ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合 | R4  | 母子世帯<br>40.5% | R11 | 全国直近値 |
|                             | R4  | 父子世帯<br>17%   | R11 | 全国直近値 |
| ひとり親家庭で養育費を受け取っていないこどもの割合   | R4  | 母子世帯<br>70.2% | R11 | 現行値改善 |
|                             | R4  | 父子世帯<br>93.1% | R11 | 現行値改善 |